

福井市週休 2 日モデル工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）において、労使協定を結ぶ場合においても上回ることはできない時間外労働の上限について法律で定めた上で、違反した場合には罰則を科すこととされ、建設業に関しても、一定の猶予期間（改正法の施行後 5 年間）を置いた上で、時間外労働の罰則付き上限規制の一般側を適用することとされている。

こうした中、建設業では若手・女性の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、建設業での週休 2 日を普及することで就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的として「週休 2 日モデル工事」を試行するものである。

(週休 2 日の定義)

第 2 条 モデル工事における週休 2 日は、契約工期のうち、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間は、契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの「現場施工期間」とする。

3 休日は、原則として土・日曜日及び祝日とするが、現場の特性等により別の曜日を充てることができるものとする。

4 以下の期間は対象期間外とする。

- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始の 6 日間
- ・夏季休暇の 3 日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・監督職員があらかじめ対象外としている期間
- ・関係機関からの緊急要請に対応する期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）による災害対応の期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

5 現場閉所は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業を行う場合を除き、現場事務種での事務作業を含めて、1 日を通じて現場が閉所された状態をいう。

6 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所日は、休日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含めて監督職員に報告するものとする。

7 地元対応等で、やむを得ず休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後 7 日以内に振替休日を取得するものとする。

(対象とする工事)

第 3 条 モデル工事は、市が発注する全ての工事を対象とし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、以下の工事は試行の対象外とする。

- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・災害に伴う緊急工事、及び災害復旧工事

- ・対象期間が1か月未満の工事
- ・施工範囲が点在する維持補修工事（道路維持補修、水道補修など）
- ・単価契約方式による工事
- ・その他、発注者が試行に適さないと判断した工事

（発注方式）

第4条 モデル工事の発注は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

当初設計額3,000万円以上の工事で、入札公告及び特記仕様書にて「発注者指定型」であることが明示された工事

(2) 受注者希望型

入札公告又は特記仕様書にて「受注者希望型」であることが明示された工事

(3) その他

発注者指定型、及び受注者希望型として発注していない工事において、受注者から試行について希望があり、発注者と協議が整った場合、受注者希望型と同様の取り扱いができるものとする。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第5条 発注者は、契約工期の設定では、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間を積み上げた期間にて工期設定を行うこと。なお、週休2日を理由とした契約工期の変更は原則認めない。

2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、受発注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行う。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ・第4条第1項(3)により、新たにモデル工事対象となった場合
- ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

（経費の補正）

第6条 経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所の実績に応じて補正を行うものとする。

2 発注者指定型の経費補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が週休2日（現場閉所率28.5%以上）に満たない場合は、補正分を減額して変更契約する。

3 受注者希望型の経費補正は、当初設計時は補正無しで計上し、現場閉所の実績により、設計変更時に補正を行う。

（実施方法）

第7条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「週休2日モデル工事」である旨を明示する。

2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかに「週休2日モデル工事」の実施の意向について、工事打合せ簿にて監督職員と協議を行い、実施の有無を決定する。

3 工事着手日前に、以下の通り対応するものとする。

- (1) 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 受注者は、対象期間中、「週休 2 日モデル工事」であることを P R する工事看板等（図 1）を設置する。

4 現場施工期間中は、以下の通り対応するものとする。

- (1) 受注者は、「現場閉所計画表（様式 1）」を作成し、監督職員に提出する。この「現場閉所計画表」は月単位で提出するものとし、提出期限は、最初の月は現場施工着手日まで、翌月以降は月初めの作業開始までとする。
- (2) 受注者は、毎月提出する「工事履行報告書」（様式施-18-1）に現場閉所日数と現場閉所率を記載する。また、工事履行報告書に「現場閉所実績書（様式 2）」を添付する。工事履行報告書の提出義務がない工事については、現場閉所実績書のみ提出する。なお、受注者は「現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）」を、現場閉所実績書提出時に監督職員へ提示する。
- (3) 天候の影響や地元対応により、休日の振替を行う場合は、原則として事前に工事打合簿にて監督職員の承諾を得ることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- (4) 監督職員は、休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等についてはクイックレスポンスに努める。

5 現場施工完了時には、以下の通り対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場完了日以降 5 日以内に、「現場閉所報告書（様式 3）」を提出し、休日の取得実績について監督職員の確認を受ける。
- (2) 監督職員は、現場閉所の達成状況に応じ、週休 2 日に係る経費について、必要となる変更設計を行う。

6 いずれの発注形式においても、「現場閉所実績書（様式 2）」及び「現場閉所報告書（様式 3）」に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合は、「福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく措置等を行う場合がある。

（工事成績評定）

第 8 条 発注者指定型、受注者希望型ともに、所定の現場閉所率を達成できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

（アンケート）

第 9 条 受注者は、工事完成日の翌日から 14 日以内に、別に定めるアンケート調査に協力するものとし、下請企業にも回答するよう協力を求めるものとする。

（その他）

第 10 条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとし、令和 2 年 4 月 2 5 日以降の施行例にかかる工事から適用する。

別紙 1

入札公告記載例

○ その他

本工事は、「福井市週休 2 日モデル工事試行要領」の対象工事である。

本工事の発注方式は（○○○○○型）である

↑（発注者指定型・受注者希望のどちらかを記入）

特記仕様書記載例

1 発注者指定型

（週休 2 日制モデル工事）

第〇条 本工事は、「週休 2 日モデル工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。

2 受注者は、原則週休 2 日制で施工すること。

3 週休 2 日の実施にあたっては、「福井市週休 2 日モデル工事試行要領」に基づき行うこと。試行要領は、福井市ホームページ「入札の広場」で確認のこと。

2 受注者希望型

（週休 2 日制モデル工事）

第〇条 本工事は、「週休 2 日モデル工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。

2 受注者は、契約後速やかに、試行実施の有無について、監督職員と協議すること。

3 週休 2 日の実施にあたっては、「福井市週休 2 日モデル工事試行要領」に基づき行うこと。試行要領は、福井市ホームページ「入札の広場」で確認のこと。